

注意事項

- ・ 2025年4月1日時点で、愛知県ファミリーシップ宣誓制度利用者が活用可能な市町村行政サービス等を掲載しています。(追加等があった場合、順次更新する予定です。)
- ・ 行政サービス等の利用にあたっては、各行政サービス等で定められている要件等を満たす必要があります。また、受理証明書等の提示が不要な場合や、宣誓の有無に関わらず対応している場合もあります。詳細は各担当課室へお問合せください。

行政サービス等の名称	概要	受理証明書等の提示の要否		その他備考	担当課室
		必要	不要		
市営住宅への入居	パートナーシップ・ファミリーシップの宣誓をされた方（近親者含む）を契約者の親族として取扱うこととし、市営住宅への入居（同居）を可とする。	○			都市整備部建築課 市営住宅担当 0563-65-2146
犯罪被害者等支援金	犯罪被害者等給付金が支給されるまでの間、当面必要となる経費に充てるため、犯罪により死亡した場合には遺族に30万円、重傷病等を受けた場合に被害者本人に10万円を支給	○			危機管理局危機管理課 交通・防犯担当 0563-65-2196
犯罪被害者等日常生活支援（ホームヘルプサービス）	犯罪により、日常生活に支障を来した被害者やその家族・遺族の自宅へ、家事・育児・介護の支援を行うヘルパーを派遣	○			危機管理局危機管理課 交通・防犯担当 0563-65-2196
犯罪被害者等精神医療費支援金	犯罪により精神医療機関に受診した場合、医療費自己負担分の半額（上限2万5千円）を支給	○			危機管理局危機管理課 交通・防犯担当 0563-65-2196